

- 昨年9月に取りまとめられた「森林除染に係る当面の整理」※を踏まえ、3つのエリア※ごとに課題への対応等を行ってきたところ。

※「今後の森林除染の在り方に関する当面の整理について」(平成24年9月 環境回復検討会)

※エリアの区分

エリアA: 住居等近隣の森林

エリアB: 利用者や作業者が日常的に立ち入る森林

エリアC: エリアA,B以外の森林

- 今般、これまでに明らかになった知見を踏まえ、エリア毎の今後の方向性について以下のとおり示す。
- なお、今後とも、環境省と林野庁が連携し、調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等については、必要に応じ、対応を検討する。

森林における今後の方向性

エリアA: 住居等近隣の森林

《追加的な堆積有機物残さの除去》

- 森林周辺の居住者の生活環境における放射線量を低減する観点からは、効果的・効率的な手法として、林縁から20m程度の範囲を目安としつつ、空間線量の低減状況を確認しながら落葉等堆積有機物の除去を段階的に実施している。
- しかしながら、森林によって林床の状態が異なること、落葉層における放射性物質の蓄積量が減少している傾向が見られることから、落葉等堆積有機物の除去のみでは、線量が下がらない場合もあると考えられる。
- このため、落葉等堆積有機物の除去による除染の効果が得られない場合には、林縁から5mを目安に、追加的に堆積有機物残さの除去を可能とする。
- また、落葉等堆積有機物や堆積有機物残さの除去を行った場合には、土砂流出が懸念されるため、急斜面等の現場の状況に応じて、土のう設置などの土砂流出防止対策を適切に実施する。

《谷間にある線量が高い居住地を取り囲む森林等》

- 現在行っている面的な除染が終了した後においても、相対的に当該居住地周辺の線量が高い場合に、効果的な個別対応を例外的に20mよりも広げて実施することを可能とする。

森林における今後の方向性

エリアB: 利用者や作業者が日常的に立ち入る森林

- 日常的に人が立ち入る場所については、個別の状況に応じ、これまでも対応を行ってきたところである。例えば、子どもが利用するキャンプ場等は除染関係Q&Aにおいて、除染対象となることを明らかにしている。
- 今般、ほだ場については、栽培の継続・再開が見込まれる場合（直轄地域にあっては現行除染実施後）、エリアAの森林の除染手法に準じ、ほだ木の伏せ込み等を行う場所及びその周辺20m程度の範囲の落葉等堆積有機物の除去を可能とする。
- なお、原木きのこの栽培を行う者においては、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン案について（平成25年3月29日付林野庁事務連絡）」に基づく管理を適切に実施することとする。

森林における今後の方向性

エリアC: エリアA,B以外の森林

- 放射性物質の流出・拡散等の更なる知見の集積に資するよう、環境省と林野庁と連携し、引き続き、各種取組を推進する。
- 環境省では、住民の安全・安心を確保するため、部分的に下層植生が衰退している箇所からの生活圏への放射性物質の流出可能性に係る指摘等を踏まえ、新たな取組を進める。
- 林野庁では、放射性物質の影響に対処しつつ適正な森林管理を進めていくための方策を推進するため、生活圏より奥地の林業等が営まれていた森林について放射性物質へ対処しつつ、林業再生していく実証事業を進める。

環境省

- 住民の安全・安心の確保のため、森林から生活圏への放射性物質の流出・拡散の実態把握と流出・拡散防止対策を推進
- ① 住居等に隣接している森林の林縁から20m以遠の下層植生が衰退している箇所について、放射性物質の流出対策の効果や流出の影響等を調査するため、数箇所において木柵工の設置等試行的な放射性物質の流出・拡散防止対策事業を実施
- ② 林縁において、風向計、連続自動線量測定装置を設置し、風向・風況による線量変動を調査するとともに、ダストサンプリングによる飛来物質の放射能濃度を把握予定

林野庁

- 適切な森林管理や林業を再生していくため、生活圏より奥地の林業が営まれていた森林において、放射性物質への対処を行いつつ、林業を再生していく実証事業を推進
- ① 汚染状況重点調査地域における林業再生に向け、間伐等の森林整備と合わせて行う放射性物質への対処方策の実証事業を自治体と連携して推進
- ② 上記の実証事業や森林における放射性物質対策に係る技術の検証・開発の成果等を踏まえ、除染特別地域での適正な森林管理を進めていくための方策について検討

森林における今後の方向性(全体のイメージ)

今後とも、環境省と林野庁が連携し、調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等については、必要に応じ、対応を検討。

林野庁

放射性物質の影響に対処しつつ適正な森林管理を進めていくための方策の推進【C】

- ・林業再生対策の実証
- ・放射性物質の拡散防止等の技術の検証・開発

奥地の林業が営まれていた森林

知見の共有

環境省

住民の安全・安心の確保のため、森林から生活圏への放射性物質の流出・拡散の実態把握と流出・拡散防止を推進【C】

- ・下層植生が衰退している箇所における試行的な流出防止対策の実施
- ・森林からの放射性物質の飛来等の実態把握

地元の協力を得つつ
取組みを推進

人が日常的に立ち
入る森林の除染【B】

ほだ場の除染
の明確化【B】

住居等近隣の
森林除染【A】

追加的な堆積有機物残さ
の除去と土砂流出対策の
適切な実施【A】

谷間にある線量が高い居住地を取り囲む森林等において、効果的な個別対応を例外的に20mよりも広げて実施【A】